

<資料①>

行政改革推進体制

大綱策定にあたり行政の体制として、組織横断的な事項や重要事項等の協議・検討・確認は、「行政改革推進本部」を中心に行い、全庁的に取り組む体制とします。

また、全般に関するチェック機能として、有識者で構成される「行政改革推進委員会」を設置し、専門的知見や住民目線からの助言や提言をもらいながら推進する体制とします。

【行政改革推進本部】

- ・肝付町行政改革推進本部設置要綱に基づき設置する。
- ・経営戦略会議と同じ構成員になるため、同会議内で協議することとする。
- ・大綱案やアクションプログラム案の協議・検討・確認を行う。
- ・行政改革の全庁的な方針の共有、進行管理を行う。

・大綱策定にかかる諮問
・審議に係る回答・報告

・諮問に対する答申・意見
・審議の際に生じた疑義照会

・パブリックコメント集約
・町ホームページにて公表

・パブリックコメント
による意見反映

【行政改革推進委員会】

- ・肝付町行政改革推進委員会設置条例に基づき設置する。
- ・大綱案の諮問に対する審議を行い、最終的に答申する。
- ・行政改革の進捗等報告に対し、助言・提言を行う。

・委員選出

【住民】

- ・大綱案に対するパブリックコメントを募集する。
- ・町ホームページにて大綱等や実績等を公表する。

<今年度委員会スケジュール>

第1回: 令和8年8月21日(金)

⇒第5次概要案の審議

第2回: 令和8年10月下旬

⇒第5次大綱案・アクションプログラム案の審議

第3回: 令和9年1月下旬

⇒第5次大綱最終案・アクションプログラム最終案の審議

<実施スケジュール>

令和8年11月

⇒大綱案審議後、町ホームページや町報等を通じて意見募集を行い、最終案へ反映

肝付町行政改革推進委員会設置条例

（設置）

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な町政の実現を推進するため、肝付町行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（任務）

第2条 委員会は、町長の諮問に応じて、肝付町行政改革の推進に関する重要事項を調査審議する。

（組織）

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、町政について優れた識見を有する者のうちから町長が任命する。

（会長）

第4条 委員会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。